

京丹後市市民遺産認定基準

1. 認定基準の根拠条項

京丹後市市民遺産制度実施要綱（以下、要綱という。）

（市民遺産の要件等）

第3条 市民遺産は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）により、指定、登録、選択又は選定を受けた文化財

イ 京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）により、指定、登録又は選定を受けた文化財

ウ 京都府文化財保護条例第53条の規定により決定された文化財環境保全地区

エ 京丹後市文化財保護条例（平成16年京丹後市条例第121号）により、指定を受けた文化財

(2) 地域の歴史や文化を象徴しているもの

(3) 地域の生活文化の特色を示しているもの

(4) 地域の伝統行事として親しまれているもの

2 市民遺産として認定する基準は、教育委員会が別に定めるものとする。

（市民遺産会議の所掌事務）

第10条 市民遺産会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市民遺産の認定の基準に関する事項

(2) 市民遺産の認定及び認定解除に関する事項

(3) 認定をした市民遺産の保存及び活用に係る協議に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた事項

2. 認定基準の決定

○市民遺産の認定にあたっては、要綱第3条第1項に規定する市民遺産の要件を基に、さらに具体化した認定基準により、市民遺産会議が審議を行う。

○認定基準は、要綱第3条第2項及び第10条第1号の規定により、市民遺産会議が所掌事務として審議のうえ取り決める。

3. 認定基準

○認定にあたっては、すべての申請物件が下記①の基準を満たすとともに、各申請物件が該当する要件（要綱第3条第1項）に対する認定基準②を満たさなければならない。

○下記①及び②の基準表にある条件欄の意味は、次のとおりである。

「◎」：必ず満たさなければならない必須項目

「※」：当該マークの条件のうち、いずれかを必ず満たさなければならない必須項目

「●」：当該マークの条件の中から、2つ以上を満たさなければならない選択項目

① 要件全体を統括する認定基準（すべての申請物件が審議の対象）			
対象	認定基準	認定基準の内容	条件
すべての申請物件	A 京丹後市内に所在	▶ <u>京丹後市内に所在していること。</u> (本市の歴史文化に関係するものであっても、本市内に所在していないものは不可。)	◎
	B 本市の歴史文化との関係性	▶ <u>本市の歴史文化に根ざしていること。</u> (京丹後市文化財保存活用地域計画に示す4つの歴史文化の特徴と11のストーリーに含むことができる点を評価)	◎
	C 真正性の担保	▶ <u>申請物件が真正性を担保するもの（本物）であること。</u> (時代考証等のもと復元・修復されたものも可とする。)	◎
	D 保存活用の持続性	▶ <u>市民が将来の世代に引き継いでいくために自主的に保存及び活用を行っているものであること。</u> (保存と活用の両方を満たしており、認定後もそれが持続可能であるものに限る。一過性のものでなく、継続性があるもの。)	◎
	E 非営利の目的	▶ <u>営利を目的としたものでないこと。</u> (保存及び活用のための資金収支は可。)	◎

② 要件別の認定基準 (各申請物件が該当する要件(要綱第3条第1項)に対する認定基準が審議項目)				
分類	要件	認定基準	認定基準の内容	条件
文化財等	(1)指定等文化財	A 文化財の指定等	▶ <u>指定等を受けた文化財であること。</u> (指定等の要件は、要綱第3条第1項各号のいずれかを指す。)	◎
歴史文化	(2)地域の歴史や文化を象徴しているもの	A 地域らしさ	▶ <u>地域らしさや地域の特徴をあらわすもの。</u> (「地域」の範囲は、申請物件によって集落(地区)、学校区、市域等個別に審議する。)	◎
		B 文化財の種類	▶ <u>文化財保護法第2条に規定される文化財の定義に該当するものか。</u> (有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6種類のいずれか)	※
		C 文化財の周辺環境	▶ <u>文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等、地域における文化財の周辺環境に該当するものか。</u>	※
		D 世代を超えた継承の有無	▶ <u>概ね50年が経過したものか。</u> (1世代を概ね25年と捉え、2世代が継承した状況を想定して50年とする。)	●
		E 人材育成の有無	▶ <u>本市の歴史文化を継承する人材育成に資するものとなっているか。</u>	●
		F 価値の関連性	▶ <u>本市の歴史文化との関連性を有するか。</u> (そのもの自体に歴史的な価値が担保できないものであっても、それに結びつく本市の歴史文化が明確に認められる場合を指す。)	●
		G 地域的心思	▶ <u>地域における活動計画等へ位置付けされているか。</u> (「地域」の範囲は、申請物件によって集落(地区)、学校区、市域等個別に審議する。)	●

② 要件別の認定基準

(各申請物件が該当する要件(要綱第3条第1項)に対する認定基準が審議項目)

分類	要件	認定基準	認定基準の内容	条件
生活文化	(3) 地域の生活文化の特色を示しているもの	A 地域に根ざす価値	▶ <u>地域に根ざし伝承・継承されてきたものであること。</u> (「地域」の範囲は、申請物件によって集落(地区)、学校区、市域等個別に審議する。)	◎
		B 生活文化の特色	▶ <u>衣食住や生業等に関する風俗習慣・民俗技術や、これらに用いる衣服・器具・建物等、生活文化の特色を示すものであること。</u>	◎
		C 世代を超えた継承の有無	▶ <u>概ね50年が経過したものか。</u> (1世代を概ね25年と捉え、2世代が継承した状況を想定して50年とする。)	●
		D 人材育成の有無	▶ <u>本市の歴史文化を継承する人材育成に資するものとなっているか。</u>	●
		E 価値の関連性	▶ <u>本市の生活文化の歴史的価値との関連性を有するか。</u> (そのもの自体に歴史的な価値が担保できないものであっても、それに結びつく本市の生活文化の歴史的価値が明確に認められる場合を指す。)	●
		F 地域の意思	▶ <u>地域における活動計画等へ位置付けされているか。</u> (「地域」の範囲は、申請物件によって集落(地区)、学校区、市域等個別に審議する。)	●

② 要件別の認定基準

(各申請物件が該当する要件(要綱第3条第1項)に対する認定基準が審議項目)

分類	要件	認定基準	認定基準の内容	条件
伝統行事	(4) 地域の伝統行事として親しまれているもの	A 地域に根ざす価値	▶ <u>地域に根ざし伝承・継承されてきたものであること。</u> (「地域」の範囲は、申請物件によって集落(地区)、学校区、市域等個別に審議する。)	◎
		B 親しまれている伝統行事	▶ <u>信仰・年中行事等に関する民俗芸能・民俗技術や、これらに用いる衣服・器具・建物等、地域のコミュニティが繰り出し、当該コミュニティ内において親しまれているものであること。</u>	◎
		C 由来の明確性	▶ <u>申請物件が1次資料としての価値を有していること。</u> (2次移動等による2次資料であっても、1次段階の価値(由来)が明確なものも可とする。)	◎
		D 世代を超えた継承の有無	▶ <u>概ね50年が経過したものか。</u> (1世代を概ね25年と捉え、2世代が継承した状況を想定して50年とする。)	●
		E 人材育成の有無	▶ <u>本市の歴史文化を継承する人材育成に資するものとなっているか。</u>	●
		F 価値の関連性	▶ <u>本市の歴史文化との関連性を有するか。</u> (そのもの自体に歴史的な価値が担保できないものであっても、それに結びつく本市の歴史文化が明確に認められる場合を指す。)	●
		G 地域の意思	▶ <u>地域における活動計画等へ位置付けされているか。</u> (「地域」の範囲は、申請物件によって集落(地区)、学校区、市域等個別に審議する。)	●